

## 保安規定審査基準（廃止措置：チェック用） 案

※朱書きが実質的な追加要求事項

		チェック#
<b>第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</b>		①
1	関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。	①1-1
	また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。 特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	①1-2
2	保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	①2
<b>第2号 品質マネジメントシステム</b>		②
1	以下のような事項が明記されていること。 ・品質マネジメントシステムは、設置許可及び廃止措置の認可を受けたところによるものであること。 ・品質管理基準規則を踏まえて定められていること。	②1-1
	具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。	②1-2
	また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、 ・その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしていること ・定められた内容が、合理的に実現可能なものであること	②1-3
	その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。	②1-4
	この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	②1-5
2	手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	②2
3	内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。	②3
<b>第3号 廃止措置に係る品質マネジメントシステム</b>		③
1	第2号に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。	③1
<b>第4号 廃止措置を行う者の職務及び組織</b>		④
1	廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	④1

	<p>廃止措置主任者の選任に関すること。</p> <p>廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。</p> <p>また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	
2	<p>なお、法第43条の3の2の廃止措置計画の認可を受けるとともに、試験研究用等原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第40条第1項の「試験研究用等原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉主任技術者の選任を要しない。</p> <p>ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任がある。</p>	④2
<b>第5号 廃止措置を行う者に対する保安教育</b>		⑤
1	<p>試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、<b>保安教育実施方針が定められていること。</b></p>	⑤1
2	<p>保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。</p> <p>a) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>b) 試験研究用等原子炉施設の構造及び性能に関すること。</p> <p>c) <b>試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関すること。</b></p> <p>d) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>e) 非常時の場合に採るべき処置に関すること。</p> <p>f) 非常時の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>g) その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	⑤2
3	<p><b>従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</b></p>	⑤3
4	<p><b>従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</b></p>	⑤4
5	<p><b>保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</b></p>	⑤5
<b>第6号 試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置</b>		⑥
1	<p>試験研究用等原子炉の恒久停止に関すること。</p>	⑥1
2	<p>施設の運転上の遵守事項に関すること。</p>	⑥2
<b>第7号 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査</b>		⑦
	<p>試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	⑦
<b>第8号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限</b>		⑧
1	<p>管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、<b>管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</b></p>	⑧1
2	<p>管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p>	⑧2
3	<p>管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	⑧3
4	<p>管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p>	⑧4
5	<p>管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	⑧5

6	管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	⑧6
7	管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	⑧7
8	保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	⑧8
9	周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	⑧9
10	役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	⑧10
<b>第9号 排気監視設備及び排水監視設備</b>		⑨
1	放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	⑨1
	これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第17（18?）号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。 また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第11号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	⑨2
<b>第10号 線量、線量当量、汚染の除去等</b>		⑩
1	放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	⑩1
2	国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	⑩2
3	試験炉規則第7条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	⑩3
4	管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	⑩4
5	管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	⑩5
6	核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、12号、13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	⑩6 非該当
7	法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	⑩7 非該当
8	放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、（13）における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	⑩8
9	汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	⑩9
<b>第11号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</b>		⑪
1	放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	⑪1
2	放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17（18?）号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	⑪2
<b>第12号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い</b>		⑫

1	事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	⑫1 非該当
2	新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第10号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	⑫2 非該当
<b>第13号 放射性廃棄物の廃棄</b>		⑬
1	放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	⑬1
2	放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	⑬2 非該当
3	放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第10号及び第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	⑬3 非該当
4	放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	⑬4 非該当
5	放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	⑬5
6	平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	⑬6
7	A L A R A の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	⑬7
<b>第14号 非常の場合に講ずべき処置</b>		⑭
1	緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	⑭1
2	緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	⑭2 非該当
3	緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（事業所内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。	⑭3
4	緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	⑭4 非該当
5	緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	⑭5
6	次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること a) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 b) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 c) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	⑭6
7	放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	⑭7
8	事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	⑭8
9	防災訓練の実施頻度について定められていること。	⑭9
<b>第15号 設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置</b>		⑮
1	a) 試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	⑮-a)

	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関する事。 ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。） 当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関する事。	
	b) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関する事。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施する事。	⑩⑮-b)
	c) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付ける事。	⑩⑮-c)
	d) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備する事。	⑩⑮-d)
<b>第16、17号 試験研究用等原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告</b>		⑩⑰⑱
1	試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが明確に記載されている事。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められている事。	⑩⑰⑱1
2	試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関する事（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められている事。	⑩⑰⑱2
3	事業所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められている事。	⑩⑰⑱3
4	特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されている事など、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められている事。	⑩⑰⑱4
5	当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されている事。	⑩⑰⑱5
<b>第18号 試験研究用等原子炉施設の施設管理</b>		⑩⑱
1	施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められている事（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。）。	⑩⑱1
2	使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事が定められている事。 なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させる事としてもよい。	⑩⑱2
<b>第19号 保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有</b>		⑩⑲
1	メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されている事。	⑩⑲
<b>第20号 不適合発生時の情報の公開</b>		⑩⑳
1	試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められている事。	⑩⑳1
2	情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められている事。	⑩⑳2
<b>第21号 廃止措置の管理</b>		⑩㉑
1	廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されている事。	⑩㉑
<b>第22号 その他必要な事項</b>		⑩㉒
1	日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めている事。	⑩㉒1

